

# 伊勢崎市 安心安全まちづくり行動計画 令和4年度改訂版

夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市  
いせさきを目指して

令和4年4月  
伊勢崎市



# 安心安全まちづくり行動計画

【令和4年度改訂版】

第1章	計画策定の趣旨	(p. 1)
第2章	安心で安全なまちづくりの推進	
第1節	現況と課題	(p. 2)
第2節	施策の方向	(p. 3)
第3節	施策の展開	(p. 4)
第3章	推進体制	(p. 17)
資料編		(p. 18)

# 第1章 計画策定の趣旨

## 【計画策定の趣旨】

“夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき” を目指して

市民の暮らしの豊かさや、まちの発展は、誰もが安心して安全に暮らせる環境の上にはじめて成り立つものです。

県央21万都市である私たちの伊勢崎市は、都市化が進展するなかで、まちの風紀悪化などに対する不安が生じ、居住環境や青少年の健全育成環境への影響が懸念されています。

このため、地域の安全は地域で守るという理念のもと、市民・警察・行政が一体となり、防犯活動やまちの環境浄化、次世代を担う健全な青少年の育成に取り組む必要から、平成17年9月には『伊勢崎市安心安全まちづくり条例』を制定いたしました。

条例の趣旨に基づき、市民の防犯意識高揚を図るための啓発活動や地域住民などによる防犯活動への支援の充実、子どもの健全育成のための事業などを総合的に進める必要があります。

『安心安全まちづくり行動計画』は、条例に規定される施策を具体化し、効率的に実現していくための行動指針を明らかにするとともに、全ての市民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現に寄与するために策定するものです。

## 【計画期間】

この行動計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行い、各年度の施策に反映します。

## 【計画の目標値】

本計画の効果を計る数値として、「伊勢崎市総合計画後期基本計画」において定められているまちづくりの指標(成果指標)を目標値として設定します。

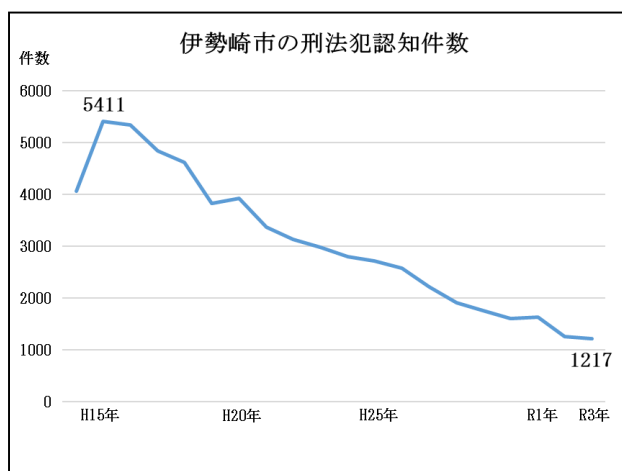
目標値（令和6年）	刑法犯認知件数 1,400件
-----------	----------------

## 第2章 安心で安全なまちづくりの推進

### 第1節 現況と課題

#### ◎犯罪情勢

本市においては、全国的な傾向とほぼ同様に平成15年が刑法犯認知件数のピークであり、その後減少傾向にあるものの、本市の人口1,000人当たりの件数は、県下でワースト4位と、依然として高い水準にあります。また、近年では令和3年に暴力団関係者による拳銃を使用した殺人未遂事件が発生し、日常生活に不安を感じる市民が多いことが予想されます。



人口1000人当たりの件数 上位6市町村

順位	市町村	人口(人)	刑法犯認知件数(件)	
			総件数	1000人当り
1	千代田町	11,205	93	8.3
2	大泉町	41,718	324	7.8
3	太田市	224,217	1,397	6.2
4	伊勢崎市	213,274	1,217	5.7
5	館林市	75,373	413	5.5
6	みどり市	50,186	256	5.1

人口数は、令和3年1月1日現在

犯罪のない安心で安全なまちづくりに向けては、地域の安全は地域で守ることを基本理念として、市民による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動の推進を図るとともに、市民・警察・行政が連携した取り組みをさらに強化していく必要があります。

ボランティアや地域活動団体によるパトロール活動は、平成17年度から平成18年度にかけて参加者が急増し、その後も継続して活動していますが、犯罪の発生率は依然高水準にあり、子ども・女性を対象とした不審者情報も減少していないことから、パトロールの強化と防犯情報の共有を図り、公民館、防犯ステーションを活用した効果的なパトロール活動を推進する必要があります。

#### ◎子どもを取り巻く環境

また、少年犯罪が社会的な問題となるなかで、将来の伊勢崎市を担う青少年を健全に育成するため、「地域の子どもは、地域で育てる」を基本に据え、青少年の社会参加の機会を充実させるとともに、家庭・地域・学校が連携して非行防止や有害環境の改善活動に取り組む必要があります。

少年非行概況（伊勢崎署）

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
犯罪少年	刑法犯	48	5	45	15	39	10	27	6
	特別法犯	5	2	10	2	4	1	0	0
触法少年	刑法犯	20	2	13	0	9	2	5	5
	特別法犯	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯少年		5	4	1	1	0	0	2	1
不良行為少年		384	68	307	82	227	44	100	42
合計		462	81	376	100	279	57	134	54

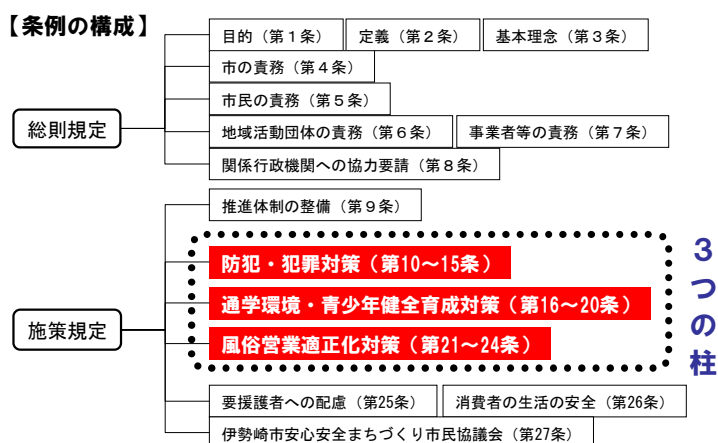
- 犯罪少年 罪を犯した14歳以上の少年
- 触法少年 14歳未満で法に触れる行為をした少年
- 特別法犯 刑法以外の法令に違反する行為をした少年
- ぐ犯少年 将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年
- 不良行為少年 飲酒、喫煙、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年



## 第2節 施策の方向

『安心安全まちづくり条例』では、本市を取り巻く多くの課題に対応するため、「**防犯・犯罪対策**」「**通学環境・青少年健全育成対策**」「**風俗営業適正化対策**」の3つを柱に、具体的な施策規定が盛り込まれています。

本市では、市民・地域活動団体・事業者等・関係行政機関との連携のもと、この3つの柱に基づいて施策を展開していくため、本計画においてもそれぞれの柱ごとに具体的な施策・事業を位置づけます。



【施策・事業一覧表】

三つの柱	安心安全まちづくり条例上の施策規定	事業例	ページ
防犯・犯罪対策	防犯に関する安心安全対策【第10条】	防犯協会への活動委託	p.4
		防犯灯	p.5
		防犯カメラ	
	地域防犯活動の強化【第11条】	安心安全パトロール協議会	p.6
		防犯ステーション	
	地域防犯活動に関する情報提供等【第12条】	防犯情報の提供	p.7
		自主防犯講習会	
	防犯出前講座		
広報活動及び啓発活動【第13条】	防犯啓発情報の広報紙掲載	p.8	
防犯の日【第14条】	市民防犯の日キャンペーン		
地域活動団体への支援【第15条】	防犯地域パトロール協力員		
通学環境・青少年健全育成対策	子どもの健全育成に関する安心安全対策【第16条】	違反簡易広告物の除去活動	p.9
		有害図書等の回収及びセーフティーネット標語の啓発	
	保護者及び子どもの育成に携わる者等の役割【第17条】	子ども会育成会	p.10
	子どもの安全確保に対する強化【第18条】	通学路安全点検月間	p.11
		老人クラブ等による通学路見守り活動	
	学校における安全対策の推進【第19条】	子ども安全協力の家	p.12
学校周辺パトロール			
子どもの健全育成に対する強化【第20条】	各種訓練の実施	p.13	
	青少年を取り巻く社会環境実態調査		
風俗営業適正化対策	環境浄化重点推進地区【第21・22・23・24条】	非行防止巡回補導	p.14
その他	要援護者への配慮【第25条】	見守り活動等の実施	p.15
	消費者の生活の安全【第26条】	消費生活に関する相談等	
	地域活動団体の取り組み【第6条】		p.16
	事業者の取り組み【第7条】		

## 第3節 施策の展開

ここでは、安心安全まちづくり条例上の施策規定を実現するための具体的な事業内容と行動方針を掲げていきます。

### ➤ 三つの柱① 防犯・犯罪対策

#### ■ 防犯に関する安心安全対策【条例第10条】

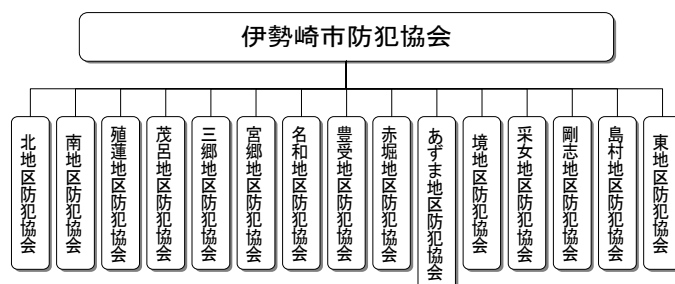
地域防犯活動の中核である防犯協会への防犯活動委託や防犯灯・防犯カメラの整備・維持管理等を行い、地域における防犯対策に必要な施策を推進します。

##### 事業例① 防犯協会への活動委託

市長から防犯活動を委嘱された防犯委員により構成される『伊勢崎市防犯協会』に、地域防犯活動を委託しています。

##### 【組織構成】

市内15の公民館単位で地区防犯協会があり、日常の地域防犯活動は地区を単位に展開しています。



##### 【主な活動】

- 広報活動 : 安心安全パトロール車（青色防犯パトロール車）により、月2回を原則として防犯広報活動を行う。
- パトロール : 地域のまつり会場等の警備や巡回パトロールを行うほか、年末特別警戒や警察との協力による繁華街パトロール等を実施。
- 防犯診断 : 春夏秋冬の年4回実施。地域を徒歩で巡回し、目視による車両の施錠確認や、啓発チラシの配布を行う。
- 各種啓発活動 : 各種イベントに参加するとともに、市内商業施設においてキャンペーン等を実施し防犯啓発活動を行う。



パトロール



啓発活動

##### ◎行動方針

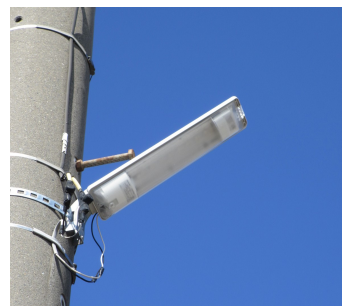
- 防犯協会は、市内における地域防犯活動団体の中核を担う団体であるため、今後も研修や情報交換等の機会をより多く提供し活動支援を行います。

## 事業例② 防犯灯

防犯に関する安心安全対策として重要な防犯灯は、市で設置・維持管理を行います。

### ◎行動方針

- ・台帳等を活用し適切に維持管理するとともに、設置にあたっては危険性、防犯効果及び地域の特性等を考慮し、効率的な設置に努めます。
- ・また、コスト削減を図るため、今後もLED防犯灯の設置を推進します。



## 事業例③ 防犯カメラ

防犯に関する安心安全対策として、平成22年度から小中学校の通学路や犯罪・不審者情報が多い場所等に、プライバシー保護機能付の防犯カメラ・防犯カメラ内蔵LED防犯灯を設置し、犯罪発生を抑止を図るとともに、警察の要請等に応じて撮影した画像や映像を提供します。

### ◎行動方針

- ・個人情報保護との調和を図りつつ、小中学校の通学路や犯罪・不審者情報が多い場所等への設置を推進します。

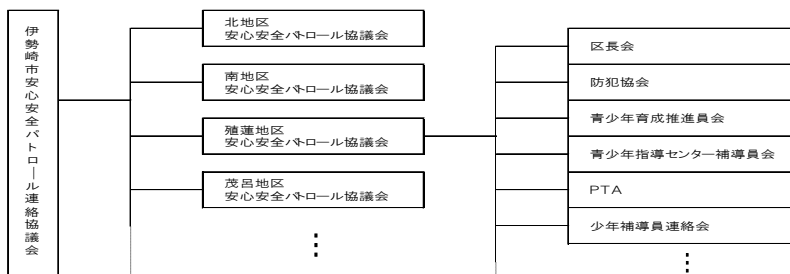


## ■ 地域防犯活動の強化【条例第11条】

市内15の地区公民館を地域における安心で安全なまちづくりの拠点として位置づけるとともに、防犯活動の充実強化を図るため市内4箇所を設置した防犯ステーションを活用し、地域の安心安全に関する情報の共有化を図り、効果的な安心安全パトロールを展開します。

### 事業例① 安心安全パトロール協議会

市内15公民館単位で設立した地区安心安全パトロール協議会が、安心安全パトロール車により、公民館を拠点として、防犯ステーションを活用したパトロール活動を展開しています。

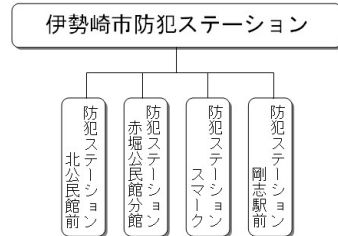


### ◎行動方針

- ・公民館、防犯ステーションについては、防犯のための情報共有拠点としての機能を強化していきます。また、自主防犯講習会、青色防犯パトロール実施者講習会等を開催し、市民の自主防犯意識の向上を図り、参加団体の増加及び活動の促進を図ります。

## 事業例② 防犯ステーション

平成 21 年 7 月 1 日に、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、市民、地域活動団体などが行う防犯活動の拠点として、市内 4 箇所に『伊勢崎市防犯ステーション』を設置しました。



防犯ステーション北公民館前

伊勢崎市防犯ステーションは、各地区の安心安全パトロール協議会を中心とした防犯活動団体などが、パトロールの際の集合場所、または、立ち寄り場所として活用するほか、子どもの見守り活動、防犯広報や啓発活動、更に、防犯情報収集及び提供の場として活用します。

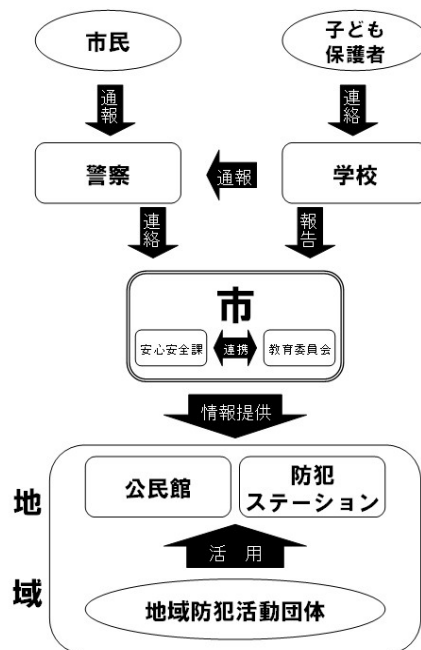
### ◎行動方針

- ・防犯ステーションを活用した地域防犯活動を積極的に支援し、犯罪が起きにくい地域環境づくりを推進します。

## ■ 地域防犯活動に関する情報提供等【条例第 12 条】

広報や市ホームページを通じた情報提供のほか、地域活動団体に対し、講習会や出前講座を通じて、地域防犯活動に関する情報を提供します。

### 事業例① 防犯情報の提供



学校・教育委員会でを行う『通学路危険箇所調査』の結果や、地域や学校から入る不審者情報を、各地区の防犯協会・青少年育成推進委員会・青少年指導センター補導員会・公民館や防犯ステーションを通じ安心安全パトロール車によるパトロール実施者に提供し、パトロール活動の強化を依頼します。

また、「いせさき情報メール」において、防犯に関する情報を配信するとともに、県警の防犯メール「上州くん安全・安心メール」のURLを市ホームページに掲載し情報共有を図っています。

### ◎行動方針

- ・効果的なパトロールを実施するため、パトロール協力団体への迅速な情報提供を実施します。



## 事業例② 自主防犯講習会

パトロール活動を実施している地域活動団体に対し、青色防犯パトロール実施者講習会を実施することにより、パトロール実施者証の交付及び地域の犯罪情勢やパトロールの心得等の情報提供を行います。

また、出前講座等の自主防犯に関する啓発事業を併せて行うことにより、パトロール参加による貢献だけでなく、自らの身を犯罪から守る意識の啓発を図ります。

### ◎行動方針

- ・パトロール参加者の増員と、自主防犯に関する知識や意識の向上を図るため、継続して実施します。

## 事業例③ 防犯出前講座

市が実施する出前講座のメニューとして、『防犯出前講座』を設けています。

市職員等を講師として、地域の犯罪情勢や住宅における防犯対策等について、実演を交えて講座を行います。



### ◎行動方針

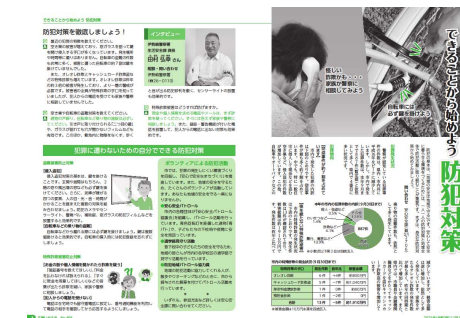
- ・地域の自主防犯意識の高揚と防犯活動の推進に大きな効果があるため、継続して実施します。

## ■ 広報活動及び啓発活動【条例第13条】

防犯協会による広報活動のほか、自主防犯対策の特集を「広報いせさき」に掲載し、身近な犯罪への注意を喚起し、防犯意識の高揚を図ります。

## 事業例① 防犯啓発情報の広報紙掲載

平成20年からは、警察署監修のもと、県警本部から市に派遣された職員が作成した防犯特集記事を広報いせさきに掲載し、身近で起こる犯罪への意識と知識の向上に努めます。



年度	過去に掲載した防犯啓発情報
H29	振り込め詐欺などに注意
H30	子どもを犯罪から守ろう
R1	詐欺犯人があなたを狙っています！
R2	まさか自分が被害者に！
R3	できることから始めよう防犯対策

### ◎行動方針

- ・自主防犯対策については、犯罪被害に遭いやすい高齢者や情報弱者への配慮が必要なことから、紙媒体での提供が有効であり、広報いせさきへの記事掲載を継続します。

## ■ 防犯の日【条例第 14 条】

毎月 15 日の「市民防犯の日」を防犯啓発の機会として、通常行っている安心安全パトロール車による広報活動や防犯広告塔による周知のほか、啓発キャンペーン等を実施します。また、毎月 16 日の「県民防犯の日」と連携し、より厚みのある啓発活動を展開します。

### 事業例① 市民防犯の日キャンペーン

毎月 15 日の市民防犯の日、毎月 16 日の県民防犯の日に市内の商業施設等で警察、防犯協会等と合同の啓発キャンペーンを行います。

キャンペーンでは防犯（振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や自転車盗難、空き巣、暴力追放等）に関するチラシや啓発グッズを配布し、市民防犯の日及び県民防犯の日を周知するとともに自主防犯に対する意識の高揚を図ります。



#### ◎行動方針

- ・市民防犯の日及び県民防犯の日を市民に広く周知するとともに、街頭キャンペーンは自主防犯活動を促すための有効な手段であるため、効果的な時間と場所を選定し、定期的な啓発活動を推進します。

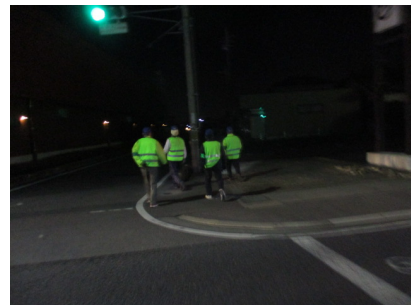
## ■ 地域活動団体への支援【条例第 15 条】

自主防犯ボランティア活動に参加する個人または団体に対する腕章貸与・ボランティア活動保険加入などの支援を行います。

### 事業例① 防犯地域パトロール協力員

通学路などの防犯地域パトロールにボランティアで参加できる個人・団体を募集し、登録します。登録した協力員の方には、普段の買い物やペットの散歩、ウォーキングなどのときに、市が貸与した腕章を着用しパトロール活動をしていただきます。

万一の事故に備えて市で保険に加入します。



#### ◎行動方針

- ・安心で安全な地域づくりのため、防犯地域パトロール協力員の増員に努めるとともに、活動に対する支援を継続します。

## 三つの柱② 通学環境・青少年健全育成対策

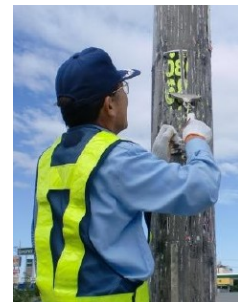
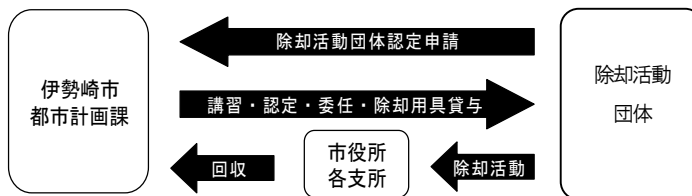
### ■ 子どもの健全育成に関する安心安全対策【条例第 16 条】

子どもを取り巻く生活環境の整備を図るとともに、関係団体等と連携しその安全確保及び健全育成に関する施策を推進します。

#### 事業例① 違反簡易広告物の除却活動

電柱に貼られたはり紙やはり札、道路上に設置された立て看板などの違反簡易広告物の除却活動を、市の職員や市の認定を受けた除却活動団体に所属し、市から委任された除却活動員が行っています。

除却活動は安全確保のため 2 名以上で実施し、除却活動に必要な工具や腕章などの備品は市から貸与しています。



#### ◎行動方針

- 違反簡易広告物の早期発見や迅速な除却活動を行うために、広報やホームページ等で市民に情報提供を呼びかけるとともに、定期パトロールや除却活動団体と連携した活動を実施し、良好な景観の維持に取り組みます。

#### 事業例② 有害図書等の回収及びセーフティネット標語の啓発

市内に有害図書等を回収する白ポストを 8 箇所設置しており、定期的に回収しています。

また、インターネット利用による子ども犯罪被害やトラブルなどが多発していることから、市の関係団体等において、群馬県が作成した標語「おぜのかみさま」を活用し、おぜのかみさまティッシュを製作し地域行事や市の行事等での配布等の啓発活動をしています。



#### ◎行動方針

- 子どもを取り巻く生活環境の整備を図るため、定期的な回収を推進します。また、「おぜのかみさま」に関する啓発活動を継続し、子どもたちがインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれることのないよう啓発していきます。

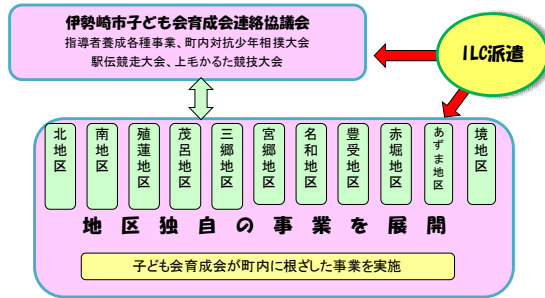


## ■ 保護者及び子どもの育成に携わる者等の役割【条例第 17 条】

市民、地域活動団体、学校関係者等子どもの育成に携わる関係者との連携により、子どもの健全育成を推進します。

### 事業例① 子ども会育成会

子ども自ら地域活動に積極的に参加できる機会を設け、幼児期から地域に根ざした社会活動に参加することで、柔軟性に富んだ社会性・力強い精神力を養い、非行防止や健全育成推進のための事業を展開します。



#### ◎行動方針

- 子どもの参画推進事業、社会参加、体験活動の促進に努めるとともに、中高生を中心とした各地区 ILC（伊勢崎リーダーズクラブ）の活動を充実させ、研修の場を設けることで子ども会育成会の活性化を図ります。
- また、育成会員の意識の向上を図るため、研修会を実施し会員相互の連携を図り、活発な活動を推進します。

## ■ 子どもの安全確保に対する強化【条例第 18 条】

地域活動団体により展開されるパトロール活動や「子ども安全協力の家」を周知・活用するほか、通学路を中心とした子どもの安全に関する対策事業を積極的に推進します。

### 事業例① 通学路安全点検月間

毎年4月から5月にかけて、発達段階に応じて（特に新入学児童）、親子で通学路を歩き、防犯上や交通安全上の危険箇所を確認するとともに、危険回避の方法について話し合いの機会を設けます。また、安全点検を基に年度途中における通学路の見直しを行います。

学校は、保護者からの情報提供を参考に、「通学路安全マップ」を作成するとともに、同時期に実施する「通学路危険箇所調査」の結果に基づき改善要望を市教育委員会へ提出し、関係機関へ危険箇所の改善を要望するとともに、関係者で情報共有を図り、児童等に対する安全指導を推進します。

#### ◎行動方針

- 関係機関と連携して通学路の安全対策を図るとともに、児童等の安全教育を推進します。



## 事業例② 老人クラブ等による通学路見守り活動

下校途中の子どもを狙った犯罪を抑止するため、老人クラブ会員などの方々が、ボランティアとしての通学路見守り活動を行っています。

平成18年度からは伊勢崎市老人クラブ連合会の事業として主体的に取り組んでいただいでおり、学校から危険箇所等の情報提供を受けて見守りにあたります。

また、見守り活動参加者には、市から反射材付き安全ベスト、パトロール腕章、防犯帽子の貸与及びボランティア活動保険の加入を行い、活動を支援します。



### ◎行動方針

- ・学校と連携を図りながら、見守り活動参加者への装備品の貸与、保険加入の支援、よりきめ細かな情報提供を推進します。

## 事業例③ 子ども安全協力の家



民家や商店、事業所など普段在宅している方々のご協力により、子どもたちが登下校時などに助けを求めることができる「子ども安全協力の家」を指定しています。子どもたちを安全に見守ると同時に110番通報するなどのご協力や、さまざまな手助けをいただいております。さらに、学校・行政・警察署との連携強化を図り、事業の啓発に努めます。

なお、この「家」の窓口は各学校となっており、利用状況等の訪問調査は、PTA役員の方々の協力をいただき実施しています。

### ◎行動方針

- ・子どもの安全確保の強化や保護者や地域の方が自ら参加することによる安全意識高揚のためにも、制度の整備・確立及び適切な運営を図り継続して推進します。

## ■ 学校等における安全対策の推進【条例第 19 条】

学校の施設内における安全対策に関する事業や、子どもや教職員を対象とした安全に関する教育指導事業を展開します。

### 事業例① 学校周辺パトロール

保護者や教職員による下校時の通学路防犯パトロールを実施するとともに、PTA や学校支援ボランティアの協力により地域全体で安全パトロールを実施します。

#### ◎行動方針

- ・地域や保護者が一体となって子どもの安全を守る取り組みとして、継続して推進します。

### 事業例② 各種訓練等の実施

各学校・教育委員会において、防犯・交通安全教室や避難訓練、普通救命講習会、教職員対象の研修会を実施します。

#### 【防犯・交通安全教室】

- ・児童・生徒を対象とした交通安全教室や情報モラル教室、防犯教室を開催
- ・中学生を対象にスタントマンによるスケアード・ストレイト交通安全教室を開催

#### 【避難訓練】

- ・毎年、火災や地震、水害、不審者侵入を想定した避難訓練を実施し、各学校で策定している安全マニュアルの見直しを適宜図ります。

#### 【普通救命講習会】

- ・教職員が、より迅速かつ的確な救命措置が行えるよう講習会の開催

#### 【教職員対象の研修会】

- ・自然災害や不審者侵入、交通事故等から児童の安全を確保するための研修会の開催



#### ◎行動方針

- ・各学校（園）における取組状況の把握に努め、安全管理体制の整備、充実を図るとともに、職員研修を定期的実施し、安全対策の体制づくりを推進します。

## ■ 子どもの健全育成に対する強化【条例第 20 条】

非行防止等、子どもの健全育成環境を浄化する活動を推進します。

### 事業例① 青少年を取り巻く社会環境実態調査

青少年育成推進員のうち、群馬県青少年育成推進会議会長から委嘱を受けた青少年育成社会環境モニターが、コンビニ・書店等の調査対象店舗において青少年を取り巻く環境の実態調査を行っています。また、伊勢崎警察署員や青少年育成推進員、青少年補導員等により、年に一度、深夜営業施設に立ち入り調査を実施し、各店舗に対して青少年健全育成への協力を求めています。

#### ◎行動方針

- ・警察、青少年健全育成関係団体等との連携の強化、情報の共有化を図り、深夜営業施設等に対する立入調査を実施することで、市内の社会環境浄化の一層の推進を図ります。

### 事業例② 非行防止巡回補導

青少年補導員が、青少年に声をかけながら大型店舗・駅・公園・ゲームセンター等を中心に巡回し、青少年健全育成及び非行防止に努めています。

巡回に際しては、帽子・腕章・反射ベスト等を着用し、補導員の安全も確保したうえで、青少年の健全育成を目的に補導活動を実施しています。また、通常補導と合わせ各種まつり・列車内・中学校卒業式等の特別補導も行っています。



列車内補導



街頭キャンペーン

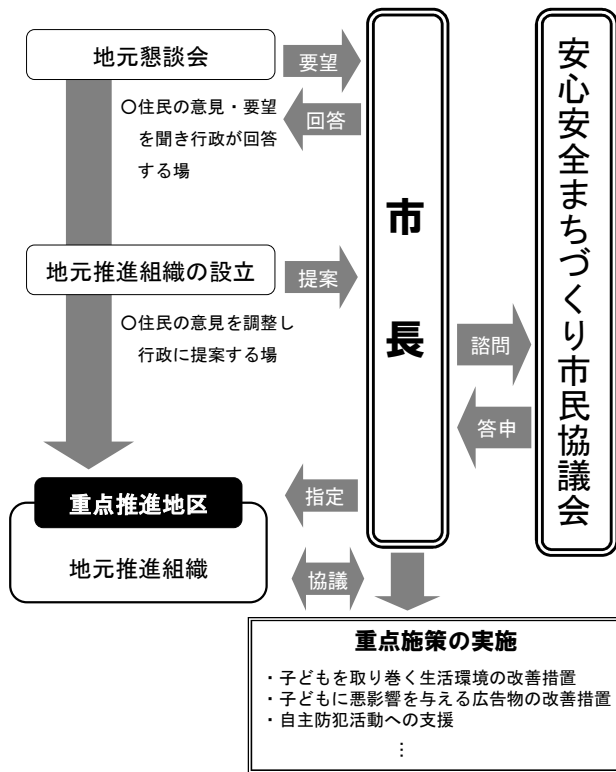
#### ◎行動方針

- ・学校、警察、青少年健全育成関係団体等と連携を強化するとともに情報の共有化を図り、効果的な補導活動を推進します。
- また、インターネットや SNS 等の普及により、青少年が犯罪に巻き込まれるなど、いじめ、非行問題も多種・多様化しているため、それに対応するための青少年補導員を対象とした研修会等を開催し、青少年の非行防止と健全育成を推進します。

## ➤ 三つの柱③ 風俗営業適正化対策

### ■ 環境浄化重点推進地区【条例第21・22・23・24条】

子どもを取り巻く生活環境の整備を図るため、子どもの健全育成を推進するための環境浄化に関する施策を重点的に実施する必要がある地域を環境浄化重点推進地区（以下重点地区）として指定します。



重点地区の指定にあたっては、地区内住民の意見・要望を調整する地元推進組織の設立を促し、重点地区指定に向けての合意形成を図るほか、指定後の重点施策実施にあたっては地元推進組織との協議に基づいて、ニーズに応じた施策を選択し、実施していきます。

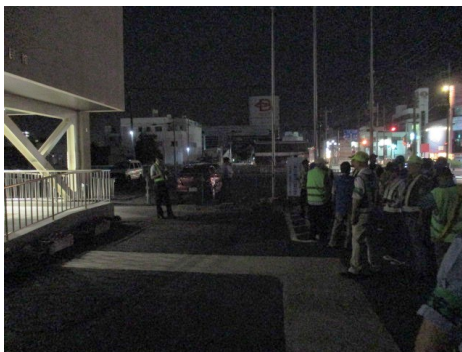
地区内で安心安全まちづくりに関する活動を行う団体に対する積極的支援など、子どもを取り巻く生活環境を改善するための施策を重点的に実施します。

また、子どもの健全育成に支障を来たすような広告物に対する行政指導を行うことができます。

平成19年度から、本町地区住みよい街づくり推進協議会、伊勢崎警察署、防犯協会、青少年育成団体等により、環境浄化重点推進地区に指定されている本町一区、二区の地域に対して、合同環境浄化パトロールを実施しています。

平成31年1月現在、環境浄化重点推進地区の指定状況は以下のとおりです。

連番	申出団体	指定された地域	指定日
1	本町地区住みよい街づくり推進協議会	本町一区及び二区	平成19年3月1日





## その他の施策

### ■ 要援護者への配慮【条例第 25 条】

生活上の安全に関して、要援護者に配慮した施策を推進します。

#### 事業例① 見守り活動等の実施

見守り活動に協力していただける方（自治会や民生委員児童委員、くらしの会、高齢者相談センター等の関係機関）に「見守りハンドブック」「見守り手帳」等を配布し、高齢者や障がい者等に消費生活に関することで変化が見られたときは、消費生活センターへ連絡してもらえるような見守り体制の充実を図ります。また、消費生活に対する適切な判断力を身に付けるため、消費生活サポーター養成講座や講演会を開催します。

#### ◎行動方針

- ・関係機関と連携を図るとともに、見守り活動に協力していただける方への講座等を開催し、支援者の増加及び活動支援を行います。

### ■ 消費者の生活の安全【条例第 26 条】

消費生活に関する相談や啓発活動を推進します。

#### 事業例① 消費生活に関する相談等

商品やサービスの多様化に伴って、悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引に関するトラブル、製品トラブル、多重債務問題など、消費生活に関するさまざまな問題に対して、解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行います。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報・ホームページ・動画配信等による注意喚起やライフステージに応じた出前講座を開催します。



#### ◎行動方針

- ・利用しやすい環境づくりに努めるとともに、自立した消費者を育成するためにライフステージに応じた消費者教育を推進します。

## ■ 地域活動団体の取り組み【条例第6条】

自治会等を中心とした団体だけでなく、ボランティア団体やNPO法人も安心して安全なまちづくりの活動に取り組んでいます。

また、環境美化や中心市街地活性化、青少年の社会参加推進を目的とする団体の活動も、安心して安全なまちづくりに繋がるものであるといえます。

市としてもよりきめ細かな情報提供を行い、これらの取り組みを積極的に支援し推進していきます。

## ■ 事業者の取り組み【条例第7条】

安心して安全なまちづくりには、市民・地域活動団体や行政機関だけでなく、商工関係団体をはじめとした事業者の取り組みも大きく貢献しています。

それぞれの業種ごとに防犯協力会などを結成し、警察関係団体として活動しているほか、アイオー信用金庫などのように警察との協定により防犯活動に取り組んでいる例があります。また、伊勢崎商工会議所や群馬伊勢崎商工会でも独自に安心安全事業に取り組んでいます。

造園協会の違反簡易広告物除却活動などのように、業務の特性を活かして環境浄化のためのボランティア活動を展開している例もあります。

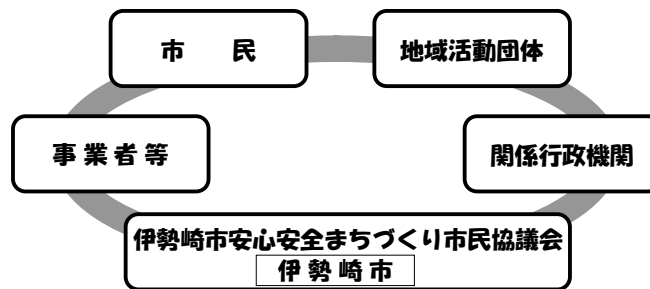
市としてもこれらの取り組みを積極的に支援し、推進していきます。

## 第3章 推進体制

### ■ 安心安全まちづくり市民協議会【条例第27条】

市では、安心で安全なまちづくりを、市民や地域活動団体・事業者・関係行政機関との協働によって進めるため、『安心安全まちづくり市民協議会』を設置しています。

市民協議会は、市民参加条例第6条に規定される「審議会、協議会や委員会」にあたるもので、公募委員・学識経験者・地域活動団体をはじめとした各種団体代表者・関係行政機関により構成され、安心で安全なまちづくりに係る施策について市長からの諮問に応じるほか、これらについて調査・検討し市長に意見を述べることができます。



本計画についても、安心安全まちづくり市民協議会に諮問し、その答申を受けて策定されました。

### ■ 安心安全パトロール協議会

市内の15公民館を拠点として、地域活動団体により「安心安全パトロール協議会」が結成され、公民館、防犯ステーションに配備した「安心安全パトロール車」による青色防犯パトロールや青少年の健全育成活動を中心とした活動を展開しています。

安心安全まちづくりの推進母体として、市としても各地区の協議会の活動をサポートしていきます。

### ■ 他法令・計画等との連携

本計画に規定される各施策・事業は、安心安全まちづくり条例の三つの柱である防犯・犯罪対策、通学環境・青少年健全育成対策、風俗営業適正化対策を中心に進めていきます。

しかし、安心で安全な伊勢崎市をつくるためには、防災や環境、都市計画をはじめ、多岐にわたる分野の取り組みを総合的に進める必要があります。

このため、安心安全まちづくり条例に規定されず、他の法律や条例で担保され、他の計画により推進される施策についても、関係団体・機関との連携をとり、整合を図りながら推進していきます。

# 資料編

## 1 刑法犯認知・検挙状況

資料 伊勢崎警察署

年次	区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
平成28年	認知件数	2,115	7	166	1,549	106	7	280
	検挙件数	774	7	145	471	83	3	65
	検挙人員	484	10	157	220	39	2	56
平成29年	認知件数	1,918	5	172	1,419	91	6	225
	検挙件数	885	5	155	586	68	5	66
	検挙人員	483	5	168	235	24	3	48
平成30年	認知件数	1,796	12	145	1,358	77	14	190
	検挙件数	842	12	128	595	53	9	45
	検挙人員	457	11	146	228	31	8	33
令和元年	認知件数	1,765	5	208	1,268	71	5	208
	検挙件数	939	5	211	512	151	6	54
	検挙人員	530	3	247	217	18	6	39
令和2年	認知件数	1,408	3	190	947	66	5	197
	検挙件数	754	3	178	443	61	3	66
	検挙人員	521	3	202	231	40	3	42
令和3年	認知件数	1,325	6	141	915	63	18	182
	検挙件数	678	6	136	397	53	17	69
	検挙人員	430	7	168	156	42	10	47

## 2 風俗営業数

資料 伊勢崎警察署

年次	総数	料理店	カフェー	キャバレー	ハ°チンコ	麻雀	スマートボール	その他
伊勢崎署管内(玉村町含む)	平成28年	161	22	社交飲食店(洋風)	29	17	-	14
				79				
平成29年	170	22	社交飲食店(洋風)	29	15	-	9	
			91					
平成30年	158	21	社交飲食店(洋風)	23	15	-	9	
			90					
令和元年	157	22	社交飲食店(洋風)	21	14	-	10	
			90					
令和2年	156	22	社交飲食店(洋風)	17	14	-	10	
			91					
令和3年	156	21	社交飲食店(洋風)	17	13	-	10	
			95					

## 3 防犯地域パトロール協力員

年度	団体数	人数		
		団体	個人	計
平成28年度	28	582	144	726
平成29年度	28	590	137	727
平成30年度	29	643	144	787
令和元年度	31	639	144	783
令和2年度	28	613	132	745
令和3年度	28	582	109	691



#### 4 安心安全パトロール車運行状況

年 度	運行日数(日)	運行距離(km)
平成28年度	3,142	65,857
平成29年度	3,198	64,643
平成30年度	3,214	64,747
令和元年度	3,014	59,570
令和2年度	1,259	27,161
令和3年度	1,001	19,075

※当初15台、H23年9月から17台、H27年4月から18台

#### 5 老人クラブ等通学路見守り活動状況及び子ども安全協力の家指定状況

##### ○年度別状況

年 度	老人クラブ等通学路 見守り活動		子ども安全 協力の家
	団 体 数	人 数	設 置 数
平成28年度	142	2,196	1,178
平成29年度	138	2,135	1,151
平成30年度	132	2,062	1,114
令和元年度	137	2,116	1,096
令和2年度	135	1,949	1,091
令和3年度	133	1,921	1,027

##### ○令和3年度内訳状況

学 校 区	団 体 数	人 数	設 置 数	学 校 区	団 体 数	人 数	設 置 数
北小学校	8	122	29	赤堀小学校	5	55	56
南小学校	7	54	51	赤堀南小学校	4	42	51
殖蓮小学校	7	81	41	赤堀東小学校	3	38	43
茂呂小学校	6	130	33	あずま小学校	7	84	58
三郷小学校	12	139	41	あずま南小学校	6	74	92
宮郷小学校	5	101	22	あずま北小学校	5	86	77
名和小学校	10	189	22	境小学校	2	42	70
豊受小学校	15	234	29	境采女小学校	3	56	58
北第二小学校	5	51	32	境剛志小学校	3	30	36
殖蓮第二小学校	5	63	35	境東小学校	5	81	58
広瀬小学校	1	24	32	計	133	1,921	1,027
坂東小学校	5	97	30				
宮郷第二小学校	4	48	31				

#### 6 有害図書等の回収状況

年 度	有害図書	DVD	ビデオ
平成28年度	501	2,225	64
平成29年度	293	584	21
平成30年度	261	538	34
令和元年度	173	168	54
令和2年度	33	62	0
令和3年度	68	38	1

## 7 青少年補導状況

(単位:人)

年 度	総 数			小 学 生			中 学 生			高 校 生			大 学 生			そ の 他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成28年度	844	439	405	348	178	170	50	28	22	322	164	158	10	8	2	114	61	53
平成29年度	962	574	388	444	268	176	237	142	95	152	101	51	25	12	13	104	51	53
平成30年度	974	568	406	605	353	252	181	113	68	101	58	43	0	0	0	87	44	43
令和元年度	1,532	799	733	923	448	475	278	163	115	225	137	88	20	13	7	86	38	48
令和2年度	574	293	281	361	178	183	99	67	32	38	8	30	30	17	13	46	23	23
令和3年度	189	90	99	104	55	49	13	5	8	38	18	20	4	4	0	30	8	22

## 8 青少年相談受理件数

(単位:人)

年 度	総 数			小 学 生			中 学 生			高 校 生			親			一 般		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成28年度	254	17	237	2	0	2	5	4	1	5	5	0	67	2	65	175	6	169
平成29年度	266	4	262	2	0	2	1	0	1	3	3	0	130	1	129	130	0	130
平成30年度	260	6	254	2	2	0	1	1	0	3	1	2	141	0	141	113	2	111
令和元年度	235	5	230	1	1	0	0	0	0	2	0	2	129	3	126	103	1	102
令和2年度	195	5	190	0	0	0	2	1	1	1	0	1	59	0	59	133	4	129
令和3年度	163	8	155	0	0	0	1	0	1	3	2	1	24	2	22	135	4	131

## 9 違反簡易広告物除却活動実施状況

実施者	登録団体数						活動員数						除却数					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H28	H29	H30	R1	R2	R3
・市(都市計画課)							1	1	1	1	1	1	706	525	967	526	1,061	1,523
・除却活動団体	9	6	6	6	8	7	144	108	108	98	110	109	0	0	2	0	483	0
合 計	9	6	6	6	8	7	145	109	109	99	111	110	706	525	969	526	1,544	1,523

## 10 消費生活センター相談件数

種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
苦情	1,183	1,380	1,404	1,454	1,315	1,224
問合せ	151	138	241	119	78	108
要望	0	0	0	0	1	8
合計	1,334	1,518	1,645	1,573	1,394	1,340

## ○伊勢崎市安心安全まちづくり条例

平成17年9月28日

条例第257号

改正 平成20年3月3日条例第2号

平成26年2月28日条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、市民が安心して安全に暮らせるまちづくり（以下「安心して安全なまちづくり」という。）を推進するため、市、市民、地域活動団体及び事業者等の責務を明らかにするとともに、安心して安全なまちづくりに関する基本的事項を定め、もって市民にとって暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利組織、自治会その他の地域組織及びグループをいう。
- (3) 事業者等 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むもの並びに市の区域内に所在する土地、建物等の所有者及び管理者をいう。
- (4) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署その他の行政機関をいう。

(平26条例1・一部改正)

### (基本理念)

第3条 安心して安全なまちづくりは、市、市民、地域活動団体及び事業者等が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、お互いが助け合い、協働することにより行わなければならない。

- 2 市、市民、地域活動団体及び事業者等は、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、良好な地域社会の形成及び都市環境の整備の重要性並びに次代を担う子供の安全の確保及び子供の健全育成に留意しつつ、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動を積極的に推進しなければならない。

(平26条例1・一部改正)

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安心して安全なまちづくりを実現するために必要な諸施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関から意見を聴くとともに、協力を求め、密接な連携を図らなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安心して安全なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、安心して安全なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、この条例の目的を達成するため、市及び地域活動団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### (地域活動団体の責務)

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安心して安全なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、安心して安全なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得するよう努めるとともに、地域活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。
- 3 地域活動団体は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、事業活動を行う際は、安心で安全なまちづくりのための最善の努力を払うよう努めるものとする。

3 事業者等は、従業員、職員等に対し安心で安全なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

(関係行政機関への協力要請)

第8条 市は、安心で安全なまちづくりのため行う諸施策に協力するよう関係行政機関に対して要請するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関と協働して、安心で安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(防犯に関する安心安全対策)

第10条 市は、犯罪の発生を防止するため、市民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関との相互連携体制の下に、地域における防犯対策に必要な施策を計画的に推進するものとする。

(地域防犯活動の強化)

第11条 市は、地域における防犯活動の強化を図るため、市の施設の効果的な活用に努め、地域活動団体等とともに地域安心安全パトロールを推進するものとする。

(地域防犯活動に関する情報提供等)

第12条 市は、市民、地域活動団体及び事業者等が適切かつ効果的に安心で安全なまちづくりを推進するための自主的な防犯活動を推進できるよう、必要な情報の提供、技術的な助言等を行い、防犯に関する教育を充実する等必要な施策を実施するものとする。

(広報活動及び啓発活動)

第13条 市は、安心で安全なまちづくりに関する市民等の理解を深めるため、防犯に関する広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(防犯の日等)

第14条 市は、毎月15日を防犯の日と定め、広報活動及び啓発活動を重点的に実施するほか、必要に応じて期間を定めて集中的に安心で安全なまちづくりを推進するための必要な施策を講ずるものとする。

(地域活動団体等への支援)

第15条 市長は、安心で安全なまちづくりのために活動する人材や地域活動団体を育成するため、予算の範囲内において、必要な助成その他の援助を行うことができる。

(子供の健全育成に関する安心安全対策)

第16条 市は、子供(おおむね満18歳以下の者をいう。以下同じ。)が健全に成長できるよう、子供を取り巻く生活環境の整備を図るとともに、市民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関との相互連携体制の下に、その安全確保及び健全育成に関する施策を計画的に推進するものとする。

(平26条例1・一部改正)

(保護者及び子供の育成に携わる者等の役割)

第17条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で子供を現に監護する者をいう。)は、子供が幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長できるよう努めなければならない。

2 市民、地域活動団体、学校の関係者その他子供の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、お互いに協力し、子供を健全に育成するよう努めなければならない。  
(平26条例1・一部改正)

(子供の安全確保に対する強化)

第18条 市は、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学路等（子供が通学、通園等の用に供している道路及び子供が日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）における子供の安全確保の強化を図るため、学校等及び通学路等を管理する者、保護者、市民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関と連携し、学校等及び通学路等における防犯上及び交通安全上の危険箇所の改善に努めるものとする。  
(平26条例1・一部改正)

(学校等における安全対策の推進)

第19条 市立の学校等を管理する者は、必要があると認めるときは、市及び関係行政機関の職員、子供の保護者、地域活動団体等その他当該管理者が必要と認める者の参加を求めて、当該学校等の施設内における安全対策を推進するための体制を整備し、子供の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(平26条例1・一部改正)

(子供の健全育成に対する強化)

第20条 市長は、子供の健全な育成を推進するため、必要な限度において、その指定する職員に群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号。以下「県条例」という。）第50条第1項各号に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係者に対し質問させることができる。  
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
3 第1項の規定による立入調査又は質問は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。  
4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
5 市長は、第1項に規定する調査により、県条例の規定に違反しているとみなされる者に対し、是正を勧告するものとする。  
6 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、群馬県知事に通告するものとする。  
(平20条例2・平26条例1・一部改正)

(環境浄化重点推進地区)

第21条 市長は、第16条に規定する子供を取り巻く生活環境の整備を図るため、特に子供の健全育成を推進するための環境浄化に関する施策を実施する必要があると認める地域を、環境浄化重点推進地区（以下「重点推進地区」という。）として指定することができる。  
(平26条例1・一部改正)

(重点推進地区内の広告物の規制)

第22条 市長は、重点推進地区内にある広告物（屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙、貼り札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）が性的好奇心をそそるおそれのある広告物であって子供の健全育成に著しく支障を来しているとき認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、子供の健全育成に配慮した管理を行うよう指導することができる。  
2 市長は、前項の指導に従わない者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。  
(平26条例1・一部改正)

(公表)

第23条 市長は、前条第2項に規定する勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表される者に対し、その理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(安心安全まちづくり市民協議会の意見聴取等)

第24条 市長は、重点推進地区を指定しようとするとき又は重点推進地区内にある広告物が子供の健全育成に著しく支障を来しているかどうか、あらかじめ伊勢崎市安心安全まちづくり市民協議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、重点推進地区を指定したときはその旨を告示しなければならない。

3 市長は、重点推進地区における子供の安全確保又は健全育成に係る施策を実施する必要がなくなったと認めるときは、重点推進地区の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

(平26条例1・一部改正)

(要援護者への配慮)

第25条 市は、生活上の安全に関し高齢者、障害者、子供その他非常時において特に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）に配慮した施策を推進するよう努めなければならない。

2 市民、地域活動団体及び事業者等は、地域において要援護者が安心して安全に暮らせるよう努めなければならない。

(平26条例1・一部改正)

(消費者の生活の安全)

第26条 市長は、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に係る相談、指導及び啓発に努めなければならない。

(安心安全まちづくり市民協議会)

第27条 市長の諮問に応じ、安心して安全なまちづくりに関する事項について、調査し、及び検討するため伊勢崎市安心安全まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 協議会の委員は、公募による市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 伊勢崎市安心安全まちづくり行動計画策定経過

年 月	会 議 等	内 容
平成18年 9月	第1回安心安全まちづくり市民協議会	策定スケジュール等の検討
10月	安心安全まちづくり施策の実施状況調査を実施	庁内関係部署の施策調査
11月	第1回安心安全まちづくり条例推進庁内会議	計画素案の調整・検討
12月	第2回安心安全まちづくり市民協議会	計画素案の審議
平成19年 2月	第3回安心安全まちづくり市民協議会	計画案の諮問
	安心安全まちづくり行動計画案の答申	答申
3月	第2回安心安全まちづくり条例推進庁内会議	計画原案の報告・説明
	安心安全まちづくり行動計画を策定	計画原案稟議・策定
平成19年11月	安心安全まちづくり市民協議会	安心安全まちづくりの概要説明・環境浄化重点推進地区について
平成21年 2月	安心安全まちづくり市民協議会	安心安全まちづくりの取り組み状況について
11月	第1回安心安全まちづくり市民協議会	安心安全まちづくりの取り組み状況について
平成22年 2月	第2回安心安全まちづくり市民協議会	計画(平成22年度改訂版)案の諮問
3月	安心安全まちづくり行動計画(平成22年度改訂版)案の答申	答申
4月	安心安全まちづくり行動計画(平成22年度改訂版)を策定	計画(平成22年度改訂版)策定
平成24年11月	第2回安心安全まちづくり市民協議会	安心安全まちづくり施策・事業について
平成25年 2月	第3回安心安全まちづくり市民協議会	計画(平成25年度改訂版)案の諮問
	安心安全まちづくり行動計画(平成25年度改訂版)案の答申	答申
4月	安心安全まちづくり行動計画(平成25年度改訂版)を策定	計画(平成25年度改訂版)策定
平成28年 2月	第1回安心安全まちづくり市民協議会	計画(平成28年度改訂版)案の諮問
	安心安全まちづくり行動計画(平成28年度改訂版)案の答申	答申
4月	安心安全まちづくり行動計画(平成28年度改訂版)を策定	計画(平成28年度改訂版)策定
平成30年 2月	第2回安心安全まちづくり市民協議会	計画(平成31年度改訂版)案の諮問
	安心安全まちづくり行動計画(平成31年度改訂版)案の答申	答申
4月	安心安全まちづくり行動計画(平成31年度改訂版)を策定	計画(平成31年度改訂版)策定
令和4年 1月	第1回安心安全まちづくり市民協議会	計画(令和4年度改訂版)案の諮問
	安心安全まちづくり行動計画(令和4年度改訂版)案の答申	答申
4月	安心安全まちづくり行動計画(令和4年度改訂版)を策定	計画(令和4年度改訂版)策定

## 伊勢崎市安心安全まちづくり行動計画策定体制

伊勢崎市安心安全まちづくり市民協議会

令和4年4月現在

設置年月日	平成17年11月1日	
設置の根拠法令等	伊勢崎市安心安全まちづくり条例	
設置目的 (所掌事務)	市長の諮問に応じ、安心で安全なまちづくりに関する事項について、調査し、及び検討するため	
委員任期	2年間	
委員数	20人	
委員公募数	4人	